

チャンスを生かし、最低賃金運動への共感を広げたい

服部信一郎（大阪労連副議長）

以下は、月刊「全労連」6月号への原稿である。

本年の最賃闘争は、改正最低賃金法が施行されたうえでの最賃金額改定が何よりもの焦点にある。チャンスを生かすとは、9条3「生活保護に係わる施策との整合性」を根拠にすることに止まらず、全国一律最低賃金を基軸にするナショナルミニマムの確立にむけた本格的な市民運動の前進ではないかと考えている。

課長答弁に責任をもて！最低でも923円だ

最賃引き上げにむけては、来年度の最低賃金を昨年水準に影響されない3桁の引き上げを実現する構えで共同を追求しながら奮闘したい。その根拠は、1月28日の第21回労政審労働条件分科会最賃部会での厚労省勤労者生活課長の例示である。質問に答えて、「例えば、まずは衣食住という意味で、若年の単身世帯で、生活扶助基準、それも都道府県内の人工加重平均に住宅扶助を加えたものと、手取額の最低賃金を比較して、その逆転をまず解消していくことが重要」と、答弁している。改正最賃法を足場にした来年度の最賃闘争は、ここに1000円に引き上げる根拠がある。

大阪で、ケースワーカーの協力を得ながら、この「答弁」主旨によれば大阪府最低賃金はいくらでなければならないかを算出した。時間額が923円にならないといけない。少なくとも、現行731円を192円に引き上げなければ立場を失うことになる。さあ、最賃審議会、労働局はどう答えるだろうか。たぶんこの点には答えられない恐れがあるが、道理ある府民宣伝で支持を高めたい。

8時間労働における必要生計費を試算中

1日8時間労働のもとでの生活と仕事に必要な「必要生計費」を明らかにして、あるべき最低賃金金額の根拠をつくることの意義は大きい。「最低生計費」から見る金額議論に止まらず、職場と地域、家庭生活において、労働時間と社会的な生活時間を確保する必要生計費を試算することは、共感を広げることが出来ると思っている。本来の労働時間を取り戻す試み、長時間労働の働き方を見直し、半失業事態に対抗して立ち上がるという労働者との連携が、今日の最賃闘争の展開を考える上で重要だと考えている。また、今日の生活保護施策への凄まじい攻撃を跳ね返し地域からナショナルミニマム水準を練り上げるうえで、重要だとも考え、プロジェクト活動を立ち上げ、6月初旬に結果を公表する計画にある。現在でも残業しない単身者の食費は3万円、住生活基本法に基づく25㎡住居費は大阪市内6.7万円である。実は、家族構成を4ケースで試算しているが、議論を通して労働時間は8時間労働で設定している。

全国一律最低賃金への合意つくるチャンス

全国一律制度の確立を正面に、これも今年こそその課題である。改正最低賃金法9条3に「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」の字句が加えられたが、主旨は憲法25条である。しかし、現状は、憲法25条や、労働基準法の「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たす」労働条件からもかけ離れている。今年是最賃闘争を憲法25条闘争と位置づけることが、9条守る運動とも係わって重要だと考えている。その意味からも、どこでも誰でも働けば自立して生活できる賃金を保障する全国一律の最低賃金を土台に、産業別、地域別最低賃金を定める制度の確立をめざし奮闘したい。

大阪では、「働き方ネット・大阪」が注目されている。2年前に、ホワイトカラー・エグゼンプションが持ち上がった時、どう府民との同意をつくるかを議論したときに、生まれた経緯をもつ。「働き方、働かされ方」を問いかけることを、連続する労働法制改悪に立ち向かう力にと、労働者・青年・弁護士・研究者・生活保護活動家・市民で結成した。その効果は大きく、運動の幅広さと新たな共同をつくっている。第5回例会では、「名ばかり管理職」をテーマに100名で開催され、マスコミも報道した。今回は、「貧困と最低賃金」としたい。青年が立ち上がる動きと影響は大きい、そのちからをナショナルミニマムめざすちからにしたいと考えている。

最低賃金違反実態の告発と引き上げ

大幅な引き上げが課題となっているとは言え、現実に、現行の低額な最低賃金さえ守られていない。3月に実態調査と申し入れ活動を行ったが、堺市のビデオレンタル店では時給が最低賃金同額の731円(9時~21時)、938円(22時以降)、有給休暇は辞める時に、まとめて取ることになっていた。大東市の清掃会社では時間給721円で最賃違反、「最低賃金法を守っていたら企業はやっていけない」親企業に賃上げするように言って欲しい」と、訴えられた。公契約のあり方が問われる大阪市地下鉄清掃事業は競争入札となったことから、最低賃金割れの事態となり、労働組合結成で契約会社が違反金額部分を負担することとなった。

100人未満事業所のうち731円未満の労働者は、昨年末で3.4万人(全労働者の2.6%に過ぎない)であった。19円の引き上げは、直接的にはその程度の波及性をもっていない。

今年之最賃闘争では、前段で述べたように3桁の引き上げめざすが、最低賃金違反の実態にも目を落とし、その背景に何があるのか、どう構造的問題を解決する方策があるのか、運動の視点から考えてみたい。

6月5日(木)は大阪労働局前で150人が座り込みをしながら、決起する計画である。

以上